

維新前後の基督教問題と思想統一運動 (下)

徳重 浅吉

四、浦上教徒の三燃

慶應四年正月二十五日といへば鳥羽伏見の戦争後間もなく、維新政府の施設漸く緒につきかけた際であるが、此日久美濱代官所に屯してゐる山陰道鎮撫使總督は西園寺公望から丹波丹後の寺院に二ヶ條の申渡しをなした、一は佛法諸宗は釋迦の濟度の教法に背き、中古已來護國之旨に背いて居るものがあつて不都合である、付いては御一新の今日從來の舊弊を改め、學問を勵み皇國光輝の基を立て、佛法永久の丹誠を凝し濟度の實功を立てよといふもの、二は耶蘇教は邪教なりといへども、西洋各國其教を受け人民濟度を實としてゐる。然るに今佛徒その實を失は、佛法却つて邪法と唱へらるゝに至らう、されば耶蘇と議論に及んでも正邪判然彼に壓倒せられざる様研究鍊磨せよといふもの、實にや此の二つは尤もよく時の對佛教觀を表したものである。だから此の後二ヶ月足らずして神佛分離の發令があると世人はてつきり朝廷は排佛の方針なりと受取つて了つた。それは何よりもよく左の二事實が雄辯に物語る。一つは六月の話。同二十二日辨事役所から興正寺に即刻參朝せよとの使が來た。攝信上人の日

記によれば、上人は所勞で新門たる令息澤好師が代つて行かれた。然し某氏の談はあの時は前住さん○鎌信は御病氣ではなかりし、朝命を蒙り進退維谷つて御座るのを見兼ねて、貴方が御參朝遊しては事態が六ヶ敷い、私が御代理を申しまじやうと自ら進んで御參朝遊した○新門跡澤好師なりのである。然に後に承れば劔を懷にし死を決しての御參朝であつた」云々である。乃ち全く破佛の仰出と思ひ込んでのことであつた。今一つはバークスの抗議によつて訂正された切支丹邪宗門云々の高札が、一、切支丹宗門之儀は是迄御禁制之通固く可相守候事と、一、邪宗門之儀者固く禁止候事と改める様仰出されたは閏四月六日、然るにそれも程經た八月になつて東本願寺の副講威力院義導師が法主へ呈出した護法建築には

猶復今度改テ邪宗門御禁止被爲在候ハ何レノ宗門ヲ御制禁アラセラレ候儀ニテ候ヤ若一淨土眞宗ト日蓮宗ヲ指シテ邪宗ト仰出サレ候ニテハ無之候半哉と疑怪仕候者有之候義導存シマヌルニハ是ハ杞人ノ憂ニアラズ云々

と云ふ一節がある。身を當時に措いて考へれば之は無理もないことであつた。そこで佛法は護國の法に立かへり、且つ破邪の事に従はねばならぬ。元來維新の運動には近世以來培はれた實證的、現實的精神といふものが大に働いてゐる。上代の素朴純眞さに憧れて之に復らんとするのにも、この近代精神に合致せりと考へしめるものが上代にあるからでもある。かういふ時代思潮の中にあつて佛教存立の意

義を示すのは何よりも之が利益であつたといふことを證明せねばならぬ。だから佛法國益といふことが頻りに吹聴せられると共に、關邪といふことが必要視せられた。眞宗本派空觀の國益三契夜話(慶應四年八月)眞言宗道契の保國篇(明治元年冬)などは前者の例であるが此運動については排佛毀釋反對の運動と併せて他日を期したい。

前述した如く大道寺律師なる僧は慶應三年の冬長崎に出役してゐた。彼は恐らく眞宗西本願寺末のものだらうが、役務の傍切支丹騒動に注意してゐた。そして翌四年六月には京都で攝信上人にその有様を話してゐる。攝信は夙に佛法の趨勢に思を潜め、此頃から關邪護法の大旆を翳して教界を指導した人、之より先き五月三日に紀州の本弘寺(○秀旭といふ)なるものから、邪教流入に付眞宗へ諸國教諭之儀願立のことに付申立てを聽いてゐる。そして之が縁となつて三百年近くも絶縁状態にあつた東西本願寺は融會し連合して長崎教化を願うに至つた。而して之が却下せられる八月には東本願寺は護法場を開き(西本願寺も學林に破邪學の科を設置する)護法掛を任命して破邪準備を始める。それにはまづ彼が事情を知り基督教を究めねばとて、此年の冬には内外典に達してゐる寮司雲英猶龍、同龍山慈影、同細川千巖の三人を長崎に遣はす。彼等は名を改め、俗人の姿となつて、牧師宇利安斯について兩約全書を學び、旁々布教の状態をも探つた。然し當時は攘夷の氣分濃厚にて殊に舊振武隊員の如き血氣盛りの慷慨家がうよくしてゐる時である。彼等も亦異教信者と見られて幾度か危難を加へられた。が彼等の消息によつてその頃

即慶應四年六月村預けになつた浦上教徒の狀態がよくわかる。

その一つは長崎妙行寺滞在中の猶龍から其實兄安休寺晃曜(此頃擬講たり、後講師に進み兼て東京大學に佛教を講ず)に送つたもの、

大意を、明治二年二月晃曜が關那の方策を講ずるに當りて話したるもの、その講録たる護法總論(大須賀順道氏)にある。

筆録

私文久壬亥冬(マ、)關東ニ行キ横濱ニ行クニ一堂アリ、コレヲ見レバ天主堂ト云額ヲ上テソノ勢トフノイタルコト也懺カイ胸ヲツキ滿髮肱ヲイカラシ、聲ヲ上テ歎息致セシコトナリ、當今長崎ノ大浦妙行寺ハ現ニ異人館ノ真中トナリ、眼前ノ山ヤブニハハク大ナル天主堂長十三間幅七間餘、庫裡ノ長サ十四間餘幅五間餘、堂ノ頂ニハ十字ヲ高々ト立テ、入口ニハ大文字ニテ天主堂ノ額ヲ上テ、堂ノ内ニハ耶蘇釘死ノ像ヲ本尊トシテ、門前ニハ二三丁斗リ大道ヲ押開キ中々トフ々タル勢也、教師堂ニハ九輩滯留シ七日ノドンタクニハ常ニ(?)說法ヲ致シ、異人ハ勿論近國近在ノ日本人幾千人トモ知ラズ群集ス、又左ノ方ノ山腹ニハ宏大ナル耶蘇堂ヲ立、是又教師多ク滯在シテ、日本ノ才子英雄ヲ誘引スル趣也

昨辰閏四月肥前大浦浦上ニ於テ邪宗信仰ノ者三千七百七十人ヲ三十二家ノ諸侯へ御預ケナサレ、教諭ヲ加へ候上ヨリ良民ニ立戻リ候者ハ御免シナサレ、悔悟セザル者ハ嚴刑ニ處セラルベキ朝議御決定ノ處我真宗五派ノ本山ヨリ勤王ノ爲教諭ヲ加へ度旨御願ニ相成候ニ付、不肖乍ラ拙僧モ邪徒教諭

ノ爲肥前へ赴クヘキ旨内命ヲ蒙リタルコトナレトモ、朝廷ヨリ御免無之、肥前ノ藩へ屹度取締被仰付上ハ御沙汰ニ相成候事也、爾ルニ今時邪輩マス〜骨張シテ、遠近ノ村民日々ニ信仰シテ、大浦ノ天主堂へ日夜懍ナク參籠イタシ、ドンタクノ邪式モ已前ハヒソカニ致サセシ處、當時ハ公然トシテ立行ヒ、死亡ノ節ハ邪輩多人數相集リ、程々ノ邪式ヲ以テ取行ヒ、葬式相濟候後庄屋へ届出テ候迄ニテ、今ニ至テハ宗門弘通御免ニ相成候心得之由、邪輩自ラ申シ居候赴、尤モ其首魁ニ至テハ家業モヤメ、夜ヲ日ニツヒテ法教鍊磨シ、或ハ親兄弟モ之ガ爲ニ仇トナリ、嫁入後三四子ヲ設ケ候夫婦ノ間モ俄ニ分離シテ仇トナリ、其身ニハ十字架ノ邪像ヲ首ニカケコレヲ守トシ、道路ニテ僧分ニアヘハ指先ニテ仕方ヲシタリ或ハツバヲハキカケタリ、各カ居宅ニオヒテハ從來祭リオキ候太神宮ノ神符等ヲコト〜ク取除キ、破像位牌等ハミナ破却シ、佛壇神棚ハコト〜ク打碎キ、村ノ端町ノ内ニ有來リシ地藏觀音等ハ悉ク空堂トシテ或ハ童子ノタハムレ場トシ或ハ打タキタルモコレアリ實ニ恐ルヘキ事情ト申ヘキ也、爾ルニ邪輩同士ハ嚴重ニ規則ヲ立互ニ交リ方至極穩和、口論訴訟等イタサス、事ノ大小ニヨラス王法ハ急度守リ、年貢上納等神儒佛三行ノ者十日ヲ以テ相收メ候時ハ邪輩ハ二日三日ヲ以テ相收メ、タトヒドンタクノ日ト云ヘ厄工役等ニ至テハ刻限ヲ違ヘス相ツトメ邪輩ニ限リ遊藝三昧等ノ義一切不致趣、是ハ切支丹ハヨキ宗旨也ト領主地頭ニモ思セン爲ニ如此漢身致シ候由、爾レトモ宗教ノ一定ニ付テハ朝儀國見ヲモ恐レズ、不惜身命ニ骨張イタシ居候様子也

ソモ、浦上ニオヒテ邪徒蔓延ノ初ハ、百姓仙右衛門ノ悴天主堂ノ小使ニ罷越居、自然ニ染髮シ教文等ヲ教師ヨリ授ク父仙右衛門ヘ相ツタヘ、此者無二ノ巨魁ト相ナリシヨリ漸々ニ蔓延シ候趣也、當今ノ處嶋原天草五嶋平戸ヲ始メ、九州各國ニ行キ渡リ、多少トモ其キツシナキ事ハコレナク、浦上ニオヒテハ男六人女二人至テ勇氣ノ者弘教鍊磨ノ爲フランスヘ罷越候由、又浦上ヨリ自他國ヘ渡リ或ハ名ヲ廻國ニ托シ事ヲ商用ニヨセ、或ハ六部體トナリ法教弘通ヲ渡世トイタシ居候者モアマタ有之由、又筑後久留米領岩村ト云處ニハ家五十軒有之由ナレトモ、從來邪教ノ舊願コレアリシ處、余昨二度モヘ出一村コゾリテ邪教ノ徒類ト相成、中ニ於テ巨魁二十人餘ノ領主ヨリ召捕ラレテ當時入牢致サセ有之、十字ノ伽邪ノ像モ凡十八程取上ラレシ由、其外領主ヨリ疑念相カ、リ候ケ所、大略十八九ケ村、而シテ今村ノ義ハ御宗門宗琳寺門徒四十軒有之由也、此ノ相ニテハ、如何ニモ時勢一變スレハ格別、此マ、因循セハ先中國已西九州筋ハ二年、京攝ハ三年、勢尾三等ハ五年ノ間ニハ、果シテ大法滅スヘク、高識卓見ノ者只嘆息致シ居候由也、勿論ヤン堂ノ教師ウリヤムス及ヒフルベキ等ノ見込モ左様申居候由、横濱ニオヒテハプロトン、ワルロフ、テイリ、クムワン、ペリボロニ、此五人ノ教師在滯イタシ居候由、慶應乙丑ノ年拙僧高倉本講ニ於テ俱舍論副講ノ節、自在天外道ノ時ヤンヲ破シ、此相ニテハ不遠シテ邪宗ノ書類ヲ講本ニソナヘテ講スルヤウニナルヘシト申シタリシトキ、人ミナ笑テ信セサリシコトナレトモ、去ル正月ヨリ護法場ニ於テ邪書ノ釋教正謬ヲ講説ト申

事也云々。

これによると、教徒はたゞ神佛二教に挑戦してゐるのみであるがそれが暫くすると變る。此年(○三)十月慈影から御本殿護法掛へ送つた書信には

一天主堂コーボ邪教師近來日本裝束にて雪駄环相用ひ、夜々浦上へ忍入勸誘致候趣に御座候、且又浦上良助齡三十七歳兼て天主堂へ籠宿致近頃大に教法に練達し、時々廣東人の裝を以て浦上へ忍入庶民を誘引致候等の事多端不忍見聞次第に御座候

一肥前高島深堀歟、此頃邪教師來り邪書一冊に金子百匹を相添、每人々に授與致候旨是亦慥に承候一耶蘇教師エンソール、ヘンリストーは當地英學稽古所に於て公然邪教を披露し、頻りに教導致候故乎、來集英學者の内過半は之を珍重し、甚しきは自宅に馬利亞耶蘇を抱ける像杯を額に掲げ置、密に禮拜も致候由、明に承り候○下略

一浦上邪徒山田庄屋に對して云く、足下の父死後地獄に墮し、冥土にて耶蘇篤信の者に出遇ひ、厭はしや庄屋の先主歟とて、已に濟度して昇天令め畢れりと公然世上に流言致條件々、庄屋是全く妄説に候、乍存現在實父の事故殆んど迷惑に及候由、是恐くは天主堂にて怪鏡を以て會見候ならむ。一天主堂へ參入の人此頃平日は二三十人乃至百人のところ、當時は百人より二三百人に至り又ふんさかでいには是迄百人より二三百人迄の所當時は二三百人より千有餘人に及候、其徒多く浦上五島深堀

等此頃は、大村領外目の者も間々相見申候

と教師教徒の状態を記した中に

一浦上庄屋の云く、昨冬迄は耶教共庄屋の告令一々領承致候へども當年に至り萬件に付承服不致、
一日邪徒に對し其所以を尋候處彼徒の云く、此頃切支丹宗門公然御許容の義懇願に及候へども、于
今御採用無之故、我輩にも今後庄屋の告令承服すべからずと云々。

いふ一節がある。教徒はいよ／＼國政に對しても反抗の態度に出で初めたと見ゆる。それでも段々世上には去年六月來捨て置かれたことではあるし、既に「五島の邪徒を御寛容被爲在」しこともあり、共儘許容になるのではないかといふ風説が聞えてゐた。慈影がこれを「泣血の至りに御座候」と考へたは勿論である。

かういふ形勢は政府を始め上方の筋々には聞えるのであるが、それは直に彼等の先入觀念と合致するもので、誠に國害の思を増さしめる。外國使臣から信教自由の原理を説明せられ今日の國家は宗教を手先にして國を奪ふものではないといふことを聞き、而して之を納得した一部少數の外交官を除いては、どうも邪教の感が失せぬ。否その外交上の通例さへが怪まれるのである。二年六月待詔局長渡邊昇の建白は此點で參考になるもので、其要は、方今天下騷擾、外夷交接の際寒心すべきもの、第一は、天主、耶蘇の後害なりといふ前提から、其未だ蔓延せざるに及んで源を塞ぎ、根を絶たざれば、

堂々たる神州不久して神器を置くの地無からんとす、然るを形勢を察するに、人の外國に媚從する者十に三四、國體の彼に傾くもの十に四五、是を以て迎合希旨、彼の言ふ所は悉く萬國公法と稱し、我に不拔の確論があつても惴々焉として其歡心を失はんことを恐れてゐる。而して彼の難事を云ふや常に兵力を以て迫るの言に至つて止む、然らば萬國公法の稱果して何の設くる所ぞや、又彼の教師會で竊に或る人に告げて曰く、予日本に來て星霜茲に十稔、これ偏に我道をして大に流布せしめんと欲するからである。草莽卑賤の流に至つては隨て信じ、隨て奉する者甚多しと雖も、其志速に違うすべからず、吾日夕願ふところは、書を以て上 天皇に勧めんと欲す、吾兄幸に策なきや、果して其策を得ば我金楮を製し其書を寫して奉せん、列藩諸侯に至つては之を讀む者決して三四名に下らずと云々、然るに某氏之を察せずして曰く、彼決して其道を皇國に流布せんと欲するの意なし、何となれば其の人に書を授くるを見るに耶蘇の道に關係するものあれば則ち嚴に之を禁して讀ましめず、是其胸中一點の私なく深切の著しきものに非ずやと、此の如きは先入既に精神を暗襲し、一に是れ彼に心酔して其着眼の大なるを諒せざるもの、要するに邪教範圍中の人と言ふべしといふのである。社會の通念は畢竟西教は共に天を戴かざるの仇讎であつた。

此の世風には流石の僧界一般も動かざるを得ぬ。京都、大阪、東京等に於ける諸宗同徳會並に之に續く各地の護法熱はその例である。然しそのきつかけは矢張り排佛教の神葬祭問題であつた所に注意

が入る。即ち諸宗道徳會盟の抑々の發願人、而して主動者たる大隆寺韜谷(○妙心寺末)は、宇和島藩が頻りに神葬祭を採用するので、藩内寺院の決議により朝廷に請願するため、全國僧侶の調印を必要とし、その爲に上京僧界の重鎮興正寺攝信の知遇を得て、明治元年十二月八日、その第一回を興正寺に開くことが出來たのである。中心は、此二人と、東寺觀智院覺實、延曆寺行光坊韶舜、眞宗西派の赤松連城などであつた。無論叡山、南都、高野山等も加つてゐる。大阪のは全く京都のもの、延長で、二年五月七日天王寺に初會、東京のは淨土宗の武州淨國寺徹定、高野山明王院の増隆が中心であり、同じく高野山の釋雲照、曹洞宗加州天徳寺の奕堂、眞言宗美作圓通寺道契、天台宗山門大行滿願海、眞言宗文珠院玉峯、日蓮宗朗懼寺日因、淨土宗芝山内現有、眞宗明蓮寺淡雲、同築地山内得聞等の思出多い人々も働いた。二年四月廿五日増上寺山内(○源流院が)に集つたが初めて、十月廿六日には回向院に於て再興もした。その回数場所は辻博士の精細な研究(明治維新史所收、明治維新の廢佛問題)があるから之に譲り度い。そして是等の會合が如何に時勢に響いて考へられたかは、五月二十三日になると、急に觀智院僧正覺實(○當時京都同徳會盟の盟主たり)は刑法官に召喚せられた切り消息不明となつて知友の間に心配されしこと、及び之と同時に刑法官から「同徳會盟の儀に付多數集會は暫可見合」と沙汰されたことでも略推察が付く。

此等の會議の目的は固より坊主つぶし即排佛毀釋に對するものであつた。而もその對策には常に自責と防邪が高調せられてゐる處に意味がある。自責とは排佛を招きしものは腐敗したる僧徒それ自身

なりとして省察淨化せんとすることで、その爲には戒律を嚴にし學問を勤むべきの要が唱へられた。佛教を亡すものは神道家にあらず、佛教徒それ自身なりとは、凡そ當時の慷慨僧には悉く叫ばれた所である。だが破邪の方途になると朝廷に向つて禁教の嚴制を繼續勵行せられたきことを促すか、諸國一統に教諭を委任せらるゝやうに請願するか、破邪の書籍を講讀(東京では五月十日から十二日までは五月十日から十二日)するか或は(月まで關邪集を研究せし由)翻刻し述作する位のこと、慈影猶龍等の如く深く虎口に入つてその實を究めんとする熱のあるものは殆どなかつた。所謂維新の志士の中には文久慶應以來海外の土を踏み半解ながら衷情を觀て來たものが多い。それと比すれば思想界の先導者たるべき僧徒の無氣力冷鈍誠にさげすむべきものがある。

然しその中にも興正寺攝信以下例外として特筆すべき人が少くない。勤王護法録によれば、二月朔日攝信は伊達中納言に手紙を送つてゐる。彼は寺格の高きと、故鷹司大閣政通の實子なる爲に貴門人材に多くの知己を有し、何にかに便宜をもつてゐた。宇和島藩主にして嘉永以來政界の有力者たり、今は議定職外國官知事たる伊達宗城とも親友であつた。而して該書には「皇國之御掟、三遊に國家を被治候故、西洋教は斷然御國に不可行旨、外國人へ被仰度候とあつて、明らさまに云へば、横濱、長崎の事件等を抗議せよといふのである。之に對して宗城からは三月朔の日附で返事が來た。皇國內三致鼎足は勿論である。だが教の行はるは其人に在ることであるから、御忠志は感徹に堪へないが、素より掟の揭示もあること故、彼へ不可行と申よりは皇國人之迷亂傳染せざる様有之儀急務也」といふ趣意

である。局外中立も二三ヶ月前に解かせ得た新政府に、外國公使へ抗議などは望めぬことであらう。三月十七日になつて、觀智院覺寶の發議で、同德會盟は皇國之御爲に不惜身命といふ誓約をした。

同時に「邪教防禦の爲め一同死を期し盡力したき旨の連名歎願も決議したものと見え、二十日には之を辨事へ差出した。之に對する政府の指令は二十五日下つたが、

邪教御禁制被 仰付度出願之趣尤之事に候、外國より何程申立候とも御採用無之候間致安心居候やう御沙汰候事

といふのである。然し攝信は「實中々以安心難仕」と述懐した。勝願寺慈影の消息にも「世々の風説」云々とあり、次に引く諸宗總代十一ヶ寺愚願五ヶ條にも「洋教亂入之風聞」とあるのを見ると、世上色々の取沙汰があつたらしい。

此頃西本願寺末で長崎在勤をしてゐた唯寶寺良嚴は、先第一に披群之有志二十人計りを選び、充分に修學策進せしめて、西國筋の宗教不開の處に開教して邪教浸入を防ぐ必要がある(明如上人傳による)と云つた

が、他に眞言宗は尤強く神佛分離の影響を受けるせぬもあつてか、闔宗緊張して居たと見えて屢會議を開いて一再ならず上書をした。就中三月二十四日のものには諸國に勸誡使を派遣して、僧侶の軌律を正すと共に廢寺還俗の監視をせさうと願つたが、その中にも邪教禁止の制度を以前通りにかへし醉溺の者を教諭歸心せしむべしと述べた(神佛分離資料上所收仁和寺記錄)。その翌五月には同德會盟の諸宗總代十一ヶ寺

のものから、防邪愚願五箇條といふものを提出した。五ヶ條とは禁邪、督責、勸學、戒壇、證案の五で、先づ禁邪の項は

禁 邪

蓋シ神道ハ皇國ノ本教、萬法ノ根、固有ノ天命ナリ、翼之儒釋ヲ以テス、儒ハ以テ人事ヲ治メ釋ハ以テ幽事ヲ明ム、三教並行シテ一極ニ歸ス、故ニ傳ニ云、正教在學、學ノ本ハ儒釋神也、三教本一道、委物精斷共ニ、述神史玄幽、好其一者枉政、兼學則盡理云々、然ルニ中世衰運、教綱漸弛、異端幾兆シ邪教濫ヲ入ス、蓋シ僧人徳ヲ非ク神天祐ケ無レハナリ、豊臣徳氏繼興リ邪ヲ斥ケ正ヲ扶ケ以テ皇室ヲ尊ム、近世皇民業ニ怠リ僧侶戒ヲ慢ル、夷輩疊ヲ覬テ被教ヲ先驅トシ國礎ヲ動サントス、冀クハ早ク胡神ヲ駭リ繪踏ヲ令シ、前代未聞ノ嚴制ヲ立玉ハンコトヲ是臣等愚願ノ一也(神佛分離資料上所收仁和寺)

録記

とあり、それ以下は「外侮ヲ防カント欲セハ先ツ其内ヲ固スヘシ」といふ理由から年來宗々の舊弊を一洗し如法堅固に眞道を再歸する爲め興す施設や加へる檢察の案を述べてゐる。而して此の請願書に添へて出した口上書には、邪教禁止の建言は、決して其儀はないから安心するやうに仰を蒙つて、皇國萬民の大慶、諸宗一同難有存する、付いては已後益出精仕、洋教之是非長短等追々研究せしめ盲昧之下民にも慥に心得させ候様、其宗々から諸國一統へ急度行届候様申達度いから、此の御一新の際出精

教導可仕趣の御沙汰を下し置かれないといふ願意が認めてあつた。彼といひ此といひ政府の採納を得なかつたのは固よりである。觀智院僧正の拘禁もこんな運動が祟つたものらしい。祭政一致の大方針を攪亂するものとして。だがこれでは佛教は全く無用の物、僧徒は戸位消殺の者と見らるゝばかり。乃ち廢佛の風潮は冲天の勢で全國を席捲し、僧徒もその空氣に惑溺せらるゝものが多いといふ形。かたゞこれから破邪のみの著述は減じて、護法辯明の著述が多く出るやうになつた。

五、神道國教策の決定

と云つて復た神道による教化案がすぐに出來上つた譯ではない。何分にも當年の政治家は、萬機御一新の文字通りに、すべての制度を「萬世の龜鑑」になるものといふ意氣込で考へた。加ふるに復古論（慶應四年八月小洲處士なるものも京都に板行す）、（新政府側の宣傳物と見て可きものなり）にも、今度の復古は元弘のそれと違つて下々から起つたのであると云ふ位であるから、公議公論の主張が喧くして議論が甚だ面倒である。就中儒學者と皇學者との争は最も激烈で、それは特に教育問題に現はれた。此と同じ争ひが宗教問題にも展開される。

從來明治史の研究者は、餘りに五條の御誓勅を重視し過ぎて、之と共にすべての重要な施設の方針までも定つたかのような見解を發表してゐた。然しこれは訂正されねばならぬ。草創期に於ける識者の考では、開鎖郡縣の如き大問題は何處までも、天下の衆議を集めて決すべきものと考へられてゐた。公議所はその結果出來たものであつて、その開會は明治元年三月七日、實に再度東幸御發輦の日であ

る。由來今度の行幸は廣く有司、公卿、諸侯、徴士、貢士等まで召して、國是決定の大會議を開かせらるゝ爲といふ御觸出しの下に決行され、政局の中心人物岩倉公の如きは決死の覺悟で、豫て出入する門下の吏僚にも血盟をして下られた程のこと、地方でも亦「今般東京にて國は大會議」と重く考へてゐた。だから公議所に於て討議せられた事も、諸侯より上士までの所置方法如何、といふのが第一に議せられて居り、之は要するに。版籍奉還の願を聞届けるに付ての瀬踏である。その内番外議案として、四月二十三日から開鎖の是非を決する爲め外國官問題十七條といふのが提出せられたが、その第八には

一我神道ヲ以テ日本全州ノ人民ヲ教導スルノ法現在實地上ニ施スノ道果如何

とある。尤も此の議案は審議するに至らなかつたやうであるが、五月十七日には舉母藩代表議員川西六三の提出にかゝる、「天主教ヲ毆ノ議」といふのが儀せられた。出題者の趣きは

天主教日ヲ追テ延蔓スルヲ拒ムニ、説諭ヲ以テスレトモ、頑固ノ民情解シ得ザルヲ刑セザレバ、國ノ禍機ヲ漸々繁茂セシメ、其宗ニ迷溺スルノ徒末々國家ニ妖ヒスルコト必セリ、斷然嚴刑ヲ以テ芟除シテ如何

と云ふもの、之に對する評論は

○天主教ニ惑溺スル者ハ其罪大逆ニ均シ、其事ノ大小深淺ヲ論セズ、嚴刑ヲ以テ芟除スベシ。

○本邦從來神儒佛ノ三教アリ、故ニ別ニ一教ヲ設ケサルノ意ヲ外國人ニ告ゲ又邦内ニモ禁止ノ意ヲ布告スヘシ、夫ニテモ彼承允セザレバ使節ヲ其國ノ政府ヘ遣シ、其害アルコトヲ仰立ラルヘシ。遽ニ嚴刑ヲ以テ禁スヘカラズ。

○巨魁ハ嚴刑ニ處シ其餘ハ諸藩ニ御渡シ、皇道ノ尊ブベキヲ丁寧説諭シ、然ル後遐陬深谷ニ遷シ山野ヲ開拓シ生産ヲ得セシムベシ

○精々曉諭シ猶改メサレバ嚴刑ヲ加フルノ外コレ有聞敷、併シ彼ノ迷溺本ト頑愚ヨリ生ズ、深ク憐ムベシ、先ヅ 天子ハ天ナリ神ナリ、府藩縣ノ諸官ハ神ノ役人ナリ、祠官ナリ、我神國ニ生シ異域ノ邪宗ヲ尊敬スベカラザル杯懇々教諭スベシ

○王政ヲ修明シ禮義ノ教充實セバ彼天主教何ゾ害ヲナスニ至ンヤ、反之專ラ嚴刑ヲ設ケ撲滅セントセバ民ヲ陷穽ニ入ルナリ(○これが唯一つの反對論ならん)

○皇國ノ道ヲ天下ニ布クベキ至當ノ教法ヲ立ル事肝要ナリ、先ヅ過日人民告諭大意ノ冊ヲ人心ニ徹スル様篤實ノ宿儒ヲ撰ビ、愚ニ能ク合點セシムルノ策ヲ施スベシ云々

○斷然殺戮ヲ以テセハ、一時其根ヲ絶ツヘケレトモ忍ヒサル所ナリ、故ニ天主教ヲ掃除スルハ在來ノ浮屠氏ニ托シ、其功ヲ責メ、若シ之ヲ制スル能ハズンバ廢佛ノ罰アルベシ、是レ殺戮ヲ用ヒスシテ天主教ヲ除クノ策ナリ

○貴民ハ頑固ナレバ論シ難シ、又嚴刑芟除ハ不可ナリ、手ヲ下スノ法先ヅ士大夫西洋ノ風俗ニ心酔シ、洋服ヲ着スル等ノ事ヲ禁ジ、佛氏ヲ悉ク歸俗セシメ、寺塔ヲ廢シ勢廟ノ遙拜所トナシ廣ク學校ヲ興シテ人倫ノ道ヲ教導シ 天祖ノ神道ニ歸セシムルノ外他ナシ

○嚴刑芟除ハ不可ナリ、宜ク速ニ皇國ノ神教ヲ興シ洋教ノ浸入ヲ防ガン、其法各處ニ神教官ヲ設ケ修身平天下ヨリ人情ニ適スル者ヲ和文ニテ制作シ教フベシ云々

○嚴刑芟除スルトモ弊害ヲ防グコト難シ、皇國ノ良教ヲ撰ビ、四民共ニ篤ク教諭アリ細民ト雖モ洋教ニ顧念致サル様仕度候

○說諭ストモ民情解シ得ザルヲ以テ猥リニ嚴刑ヲ加シコト交際上ニ於テ容易ニ施シガタシ、我皇道ヲ以テ海内ニ充實セシメ、彼ヲシテ由テ入ラサラシムベシ、又國中氏子ノ戶籍ヲ調べ宗旨證文ニ替へ、且氏神ノ神主ヲシテ氏子ヲ教導セシメ其本ヲ固フセバ彼ヲ排スルノ基タルヘシ

○嚴刑ハ不可ナリ、皇教ノ美教人心ニ浹洽候様仕度候、願クバ教學所一局御構へ相成、教諭官被爲立日々教諭アリタシ

等色々あつたが結局二十二日の採決では、

嚴ヲ可トシ嚴刑ヲ用ルヲ可トスル者二十人

嚴ヲ可トスル者二十四人

嚴刑ヲ用フルヲ可トスル者二人(○水戸と彦根となり)

毆ヲ可トシ嚴刑ヲ用ルヲ否トスル者百六十四人

毆ヲ否トシ嚴刑ヲ用ルヲ否トスル者一人(○足利なり)

嚴刑ヲ用ルヲ否トスル者一人

ズテ可とする者二百十六人、否とする者一人

といふ結果であつた。依是觀之異教排斥は論なく且つこれは一神祇官の問題でなく、實に政府全體の任務であり、且つ國民全體の教導策と伴つて考へられる爲に可なりな程度に排佛事業と結び付いてゐるものであつた。乃ち前引三月朔の伊達宗城より攝信に送つた書狀にも、此問題は只今山内黃門專取調居申候とある。山内黃門とは容堂候のこと、當時從二位權中納言議定を以て議事體裁取調方總裁、學校官知事を兼ね間もない四月十七日には制度寮總裁をも兼ねた。即ち部下には秋月種樹、福岡孝悌、大木民平、鮫島尙信、森金之丞、神田孝平等の新知識が居つて、宛然ハイカラ黨の本部をなし、殊に森の如きは後年信教自由の爲に著述まで試みた男である。かふ云ふ人々の考へる思想統一案と、神祇官方面の人々が考へるそれと論なく合致する筈はない。皇國內宗門復た神道に被仰出候事といふ御沙汰案が太政官で握し潰されたのも、略々察しが付くといふものである。此頃であらうか宗城から僧侶をして防邪教導のことに従はしむべしといふ建言があつたといふが、又岩倉公の知遇を受けて參劄す

る所あつた徴士權辨事宇田栗園も論五官といふ建白書を出して

方今御一新之際益古道を明にし大に神祇官を興し大政官の上に在らしむべし、是天下衆庶之屬望する所にて關係不少と存候、神祇官を盛にするは大に皇學を興し國體を明にするにあり、古昔太政官に於て神祇を總司り候遺典も有之、所謂祭政教一致至要之事と存候云々

と論じてゐるが、然し最後には

一佛ハ固より先哲之論辨排斥する所なれ共、天下因襲之久しき、今強て遽に之を廢せんと欲せば大に民心を激し、遂ニ亂を生するニ至らん、不如先假ニ之を安撫し我用たらしめんニハ、況ンヤ今耶蘇隙を伺フ之時ニ當り、浮屠氏彼を拒絶せんとする之力亦不少をや、今日宜く天下之僧ニ命し、其說法之時ニ臨ミ必先國體を曉諭し愚民ニ至る迄皇恩を感戴せしめん事を要す、且暫く徳川祖先之法を用ひ彼等をして宗門を管轄し専ら耶蘇之蔓延を防がしむべし、若其管轄中之民洋教ニ誑惑せらるゝ者あれハ、其僧亦罪を免るゝ事を得さらしむ、如是ハ目前治國の一助と可相成と存候。下略

(岩倉公文書第二十四卷)

と主張した。それが實際その局に當つてゐるものには一層必要と考へられたらしい。大村藩士渡邊昇は慶應より邪徒始末に關係し明治元年四月より長崎裁判所諸郡取調掛、同十二月より權辯事兼刑法官判事、二年四月からは權辯事待詔局御用掛、同五月八日より耶蘇宗徒御處置掛を勤めてゐたが、彼が

此年六月第二回目の建白をしてゐる中には、天主、耶蘇の害の寒心すべく、その現状の流涕長大息すべき所以を力説した後に、之を防ぐには必ず其の之を憂ること最も深きものをして従事せしむるがよし、それは即ち神儒佛の三家なれば、朝議已に決定した今日、此の三家者流をして従事せしむるは機宜に適したことである。之を世の輕俊子弟が迂腐の極と言はんは甚だ心得へられぬとして、さて、

三家者流ノ爲ス處不可ナルモノアラバ、事成ルノ後之ヲ處スル必其道アルヘシ、今其害未ダ除カザルニ當テ先後スル處ヲ顧ミズ、叩リニ説見異識ヲ以テ之ヲ排セントスルハ如何、今天下ノ形勢譬ヘハ灰燼ノ餘ノ如シ、造室ノ設ケ其急務タラサルヲ得ンヤ、然シテ其造室ノ急ハ則亦其基柱棟梁ヲ先ニセサルヲ得ス、世ニ好事ノ人アリ瑣々タル茗蔴酒室ニ力ヲ專ニシ、大本ノ棟梁ヲ忽ニスルトキハ經營ノ中蠹兒既ニ醸シ成シ一日暴風地ヲ捲カバ則其頽廢立テ而待ツヘシ、棟梁既ニ如此ナル時ハ、茗蔴酒室豈獨全ヲ得ンヤ、是レヲ之ヲ顧ミズ世ノ輕俊子弟、天下既ニ平定ノ思ヲナシ自家ノ説ヲ持重シ、千載ノ一時ト僥倖ス、思ハサルノ甚キト謂フベシ、是其流涕長大息スヘキノ三也(神佛分離資料上所收仁和寺)

(錄記)

と慨嘆した。輕俊子弟は神祇官方面の人々を指すこと明かであらう。宇田栗圓建白書に、「一、社人輩此機會に乗し恣ニ僧徒を凌轢し、己が私を成就せんと欲する者亦不少、是等之輩畢竟 皇國之大道を不知、徒ニ瑣末之事ニ拘泥し其頑陋僧徒に比するに五十歩百歩と謂べし宜く意を加へ誠勵して其弊習

を改めしむべし」と言ふのと似てゐる。

だが「佛教も亦名教に大害あり」「此機會に乘じ悉く僧侶を還俗せしむべし」(公議所日誌、天主教を毆つの議評論)といふの

は時代の聲である。政府は決して「前門の虎を追うて後門に狼を招く」と考へることはしなかつた。そ

こで二年三月教導取調局なるものを置いたが、その御用掛は殆ど神道家漢儒家のみから任命した。即ち

(百官履歴) 小野述信〇三月 山中獻〇三月十五日 福羽美静〇五月二日 神祇官判事より兼 鴻雪爪〇五月三日 副島種臣〇五月十二日 平田参興より兼

鐵胤〇五月廿九日 皇學御用掛より兼 といふ顔觸である。そこから生れ出るものがごんなものかは言はずして明かなこと

つまり明治政府の教導方針はこゝに於て決定したのである。かくて五月二十一日には上局會議の結果

行政官六官・學校・待詔局・府縣の五等官以上、及び親王・公卿・麝香間祇候・諸侯に至るまで三ヶ條の勅

問が發せられ、次で二十四日には二ヶ條の勅問があつた。三條とは皇道興隆・知藩事新置・蝦夷地開拓

であり二條は外國交際。會計のことである。その間二十二日には諸侯・中下大夫・上士等に皇道興隆・蝦

夷地開拓の二條を勅問せられた。凡そ此等の條項は國策の大基本、開國、版籍奉還聽許外三件の基礎的

懸案が解決したことを物語るものであつて、これぞ彼の所謂國是大會議である。戊辰功臣の賞典も濟み

版籍奉還家祿改定も成し遂げられた六月二十八日神祇官に行幸して天神地祇一座御歴代皇靈一座の神

座を設け御親祭あつて國是一定を奉告遊ばされたのはそれ故である。而してその皇道興隆の御下問は

我皇國天神天祖極ヲ立テ基ヲ開キ給ヒシナリ、列聖相承天工ニ代リ天職ヲ治メ祭政維一、上下同心

治教上ニ明ニシテ風俗下ニ美シク、皇道昭々萬國ニ卓越ス、然ルニ中世以降人心偷薄、外教コレニ乘シ皇道ノ凌夷終ニ近時ノ甚キニ至ル、天運循環今日維新ノ時ニ及ヘリ、然レトモ紀綱未タ恢張セス、治教未タ浹洽ナラズ、是皇道ノ昭々ナラサルニ由トコロト深ク御苦慮被爲遊、今度祭政一致天祖以來固有ノ皇道復興被爲在、億兆ノ蒼生報本反始ノ義ヲ重シ、敢テ外誘ニ蠱惑セラレス、方嚮一定治教浹洽候様被爲遊度思食候其施爲ノ方法各意見無忌憚可申出候事

文詞甚だ含蓄あつて而も堂々たるものである。此外教は佛教も含むこと勿論、儒教も含むとして差支ない。皇道の二字を大教と改めれば、直に大教宣布の聖詔(三年正月)となり、大教の旨要(四年七月四日)となり教則(五年四月廿八日)となるではないか。要するにこれから後の教導政策はすべて此の實行方法であり、それは先づ第一に皇道に教として、學としての内容即ち教理と形即ち儀軌を與へ以て之を大教といふ宗教に作り上げること、此の新しき官製宗教によつて國民を教化し思想を統一する施設方法の研究や實行を出でぬものであつた。乃ち此の主義によつて、二年七月八日には官制の大改革があり、今まで行政官六官の一ツであつた神祇官を離して太政官の上ニ班し(明治元年正月十三日政府全體を太政官代と稱し總裁局の下に七科をおく、同四月二十一日之を改めて議政官(總裁の後身)と行政官とに分ち行政官中に六官(制度事務を廢す)あり、神祇官もその一つなりしが、二年五月十三日議政官を上局下局に分ち、茲に及んで神祇太政の二官としその太政官の下に六省をおいて大寶の古制に似たるものとせり。)以て祭政一致の體を得たりとなした。然し明治の祭政一致は上古のそれと異り、實は祭政一致でなければならなかつたこと前論の通りであるから、別に宣敎使なるものを置いて敎導のことを掌らしめた。宣敎

使が教導取調局の後身であること、並に内實は神祇官と同體のものなることは言ふまでもない。即ち神祇官の被官といふ外に、宣教長官は神祇伯中山忠能が兼ね次官も亦神祇小副美羽美靜の兼務判官には小野述信がなつてゐた。然し祭政一致といつても、その祭教を包含せねばならぬことになつた我神道は實は教なり學なりとしては内容空疎の傾きがあつて、到底佛教や基督教と並んで民衆の信仰生活を維ぐことは出来ぬ。平田篤胤如きは之を憂へて、夙に儒佛基の典籍を讀み、國學に色々な修飾を施して宗教化せんとした。然し未だ十分ではないから、これから「新神道を製造」(大隈侯入十五年度史)せねばならぬ。これは中々一朝一夕のことではない。現に神祇官宣教使の中でも激論がある様な状態で、太政官に於ては一層のことである。神祇官か太政官の上に班したとて、それは名位格式だけのこと(此點に於て之は大つて、神武復古ではない。即ち)であつたから、實際に於ける教導のことは行はるゝに至らず、邪教一條に於ても全く放擲の状態であつた。渡邊昇の第二建白があつたのも無理はない。

此の前後に於ける神道家の活動は凄しいもので、何でも祭政一致神武創業を唱へてその道に於ける教學の統一を實現せんとしてゐた。故に學校でも學神を祭り、孔廟釋典を廢止し、素讀も漢籍を用ふることを廢して専ら國書を用ふべきの案を提出し、大激論を生じた(これに就いては小生曾て維新草創記の學政ればこゝに)蓋しこれ神道家を初め時代一般の人々が儒佛といへども我國に行はるゝものは和國のそれであつて、すべて異國のものなりとなすべからざるを悟らざりしこと、神武時代の祭政一致は教なる

ものゝ分化せざりし時なるを知らざりしことに原因したのである。その上神道内にも諸派あり、本教より見れば最も勢力のあつた吉田流を初めとして儒佛の混入多く、到底神武復古の條件に合はぬものである。先づこれから純化一洗してかゝらねばならぬ。旁々國教案の調査はおくれて、九月三十日に至り教道施行の方法と議案が提出される。内容は氏子改め及び之に伴ふ神葬祭のことゝ、宣教使官員任用のことである。その採決の結果は大體次の如くである。

氏子改ノ法ハ従前宗旨改ノ法ニ倣フベシ 四十六人

氏子改ハ不可ナリ 三人

宜ク民情ヲ斟酌シ漸ヲ以テ行フヘシ 二十五人

先ツ佛ヲ廢セサレバ行フヘカラス 七人

僧尼度牒ノ法ヲ再興スヘシ 七人

神葬祭勝手次第タルヘシ 十九人

宜シク神葬祭ニ改ムヘシ 十二人

士族以上神葬式ヲ用フヘシ 十八人

宣教使ハ府藩縣ヨリ撰擧スヘシ 四十六人

學校ヲ以テ教ヲ施スノ本トスヘシ、宣教師ハ不可ナリ 二十三人

先ツ神職ノ國學アル者ヲ宣敎使ニ任スヘシ

二 人

宣敎使ハ學問アル者ヲ撰擧スヘシ

三 人

宣敎師ヲ設クルハ不可ナリ

十三人

集議院の出席者は二百人内外であるから、之は先づ議論區々なれども原案は通過といふ處である。こんな風で神祇官・宣敎使の熱心で此月には天正以來白川家に御假殿、その上吉田家にも御分祀してゐる形になつてゐた八神を神祇官にお迎する爲の神殿造營をはじめ、十二月十七日に御遷座翌三年正月三日には行幸御親祭、大敎御宣布といふ處まで漕ぎつけたのである。

此日主上は御風邪で行幸御見合(十四日改めて行幸御親祭あり)になつたが、三條右大臣以下諸省官員參向、天神地祇八神皇靈を祭ると共に、大敎を宣布するの典儀を行はせられた。太政官日誌には此の後者を宣敎開講

○未 刻 之次第と書いてあるが、それは

宣敎長官及神祇官宣敎官人着座

次諸官員着座

次右大臣出座

次右大臣讀詔書(○詔書は鎮祭詔と宣布大敎詔との二通である)

次神祇伯○兼宣敎長官讀宣敎詞

次講義

人 倫

伊能則顯則權中宣教使

敬神尊王大威(義)カ

本居顯豐顯權中宣教使

可畏敬神威事

猿渡盛容盛少宣教使

導民之本在教化

潮見清權少宣教使

次右大臣退座

未下刻諸官省判任官拜禮

次閉扉奏樂

次神祇官宣教使諸陵寮人員賜酒肴

次各員退出

となつてゐるが、以後これが恒例となり、翌四年正月三日(○此日も御風邪にて十九日行幸)には宣教權中博士木村正辭が萬葉集藤原宮之役民作長歌を講義し奉つたのである。そして三月(○三)二十七日には

先般宣教使被爲設候ニ付テハ追々御施行可被爲在候間府藩縣ニ於テ可然人材一兩人撰舉致シ出處姓名等詳ニ相記シ早々神祇官へ可申出事

といふ御布告があり、閏十月にはそれも任命があつて、その出京日割まで定められた、尤も是以前か

ら藩々に於て諭俗司とか教導掛とかを置いてゐるものもあつたが、茲に於て遅々ながらも全國一定の教導施設が整ふたわけである。

六、大教宣布と關邪運動

さて此の頃から世の廢佛運動は其の絶頂に達するのであるが、之と並んで神祇制度は整頓し宣敎事業の研究も積んだ。がそれも一轉化が來て廢佛思想が緩和せらるゝと共に神祇官が神祇省となり更に敎部省に變り宣敎使が敎導職となつて、國民思想統一の運動はその最盛期に到達した。然しそれも間もなく破綻を來して基督教は黙許、大敎院は分離、説敎は自由、要するに祭政敎一致、國民信仰統一の運動は失敗に終つた。勿論その経過は複雑で面白く、既に竹岡勝也氏の研究もある。予も亦意見があるので本稿はそこを中心論述する積りであつたが、餘り長くなるので途中方針をかへた。だが實は、この運動の失敗は、夙に國敎主義決定の時に兆してゐたのであるからそれだけは説述し、以て關邪運動の結末を明かにしておく。

三燃した浦上敎徒が、切支丹宗門改方については舊幕府の處置を繼承すると改めて布告(元年十月二十五日)した維新政府にとつて。決して放つておくことの出來ね状態にあつたことは前に述べた、仍て政府は國民敎導の問題とは之を切り離して、二年五月八日には權辨事渡邊昇、刑法官判事佐々本高行、神祇官判事福羽美靜(九月發令)に耶蘇宗徒御處置取調掛を命じた。福羽を加へたのは神道へ轉心させる目論見からと

見える。其の後公議所の議決もあり、愈々去年閏四月の布告の通り實行することに決した。と見え、八月には渡邊昇(八月十五日朔 正大忠に轉)が耶蘇宗徒處置取扱を仰付けられ九月下向した。尤も彼は小倉藩と英彦山との争を裁く任務もあり十月長崎に入つて愈々取調にかゝり、十二月一日教徒を呼出し、四日拘禁して五日から移送した。勿論前後教諭もし、又取扱も前より寛大であつた。然し教徒の翻心は望めぬことであるから、愈々各藩に移置教諭することゝし、改めて加賀以下十八藩に分配するの案を立て、政府の指揮を仰いだ。政府が之を裁可したのが十一月の十九日、それが届くと直ちに護送を始めたと思えて十二月七日までには二千八百十人を送つて居り、二十日には全部分送済の報告書が東京政府に届いた。總計三千四百三十四人(明治政史による)なりしといふ。兼而嚴に御下令之通、決而苛酷之處置不仕様一同相守り、原教諭を加へ相連れ候處、何れも難有承引仕引越候」途中に於而も諸事相勞はり、不都合無之様取計ふべき旨、精々護送之者へ申付候」右報告書中の一節であるが、それは全く外交關係よりのこと、パークスの如き有力者が監視の爲に下崎してゐた(前記慈影の書信に見ゆ)位であつたとすれば、誠意はなかつたらうにしても實際の取扱は寛大ならざるを得なかつたのである。

ところが十二月十八日に至つて、英・佛・米・李四國公使の抗議(十二月五日長崎でも抗議した)があつた。會見は高輪接遇所にて、我よりは三條右大臣、岩倉大納言、澤外務卿以下の大官が參向し、誠に重大のことに考へられた。而して彼我問答の間我政府は極力移送の已を得ざることを辨する内

たとひ宗旨を信仰いたしましても別段に悪事等を爲しませぬならば強いて構はずとも宜しいのであります。が、奸民ども右宗旨に加はり同宗旨を信するを名とし、種々の暴戾を企み、終に政府の命令をも奉せざるやうに成り行き、何か其儘に差しおき難く云々

とか

そも我國は 天皇陛下御先祖天照大神を拜祈しません者は、國民中唯の一人も有りませぬ、然るに耶蘇信仰の輩は却て之を侮り辱め、且つ政府の命令を奉じませぬ、で今度の所罰も右宗旨を信仰の爲めではなく、わが大神を侮り官命に従はぬが爲で、若し之を其まゝ捨て置きましたのでは政府の

威令が必ず行はれぬことゝなります(明治文化研究四ノ一二所載石井研堂氏浦上教民事件公使團の抗議)

といふ言を吐いたのみならず、此日付を以て長崎縣知事(○野村)に向け移し残りの教民は送致を見合せ
る様にどの指令を下し、且つ外務大臣花房義質(この記なし)を急行せしめたといふ。然るに之と行き
違ひに二十日には長崎縣より分送濟の報告が來たので、外務省からその旨公使團へ通告した。この説
は宣教師傳來の文書にあるもので信據すべきものと思はれると石井氏は云つて居られるが、予も亦或
る程度まで信すべきものと思ふ。何となれば翌三年正月十七日外務省から達があつて、それには外國公
使苛酷の沙汰を以て宗徒を處置し妻子までも移すことは一昨年來の約束(○元年閏四)に反し、寛宥の處
分でなく、全く外國一般信仰之教宗を侮辱するに近いなどと申立、彼我の見込大に相違致し外國との

交際是が爲に敗れ國家之御爲不容易大事をも引興す可き場合に立ち至つたとて、御交際上格別之寛典を以て刑外の處置を施し住居を移し幾重にも誨導説諭し尊上改善の道に遷らしめんと欲するから、預つた藩々でも相當の産業に就かしめ田廬を興へ難苦の患なく活計差支へぬ様にせよと云つてあるからである。然らば我政府の最高首腦者は外國公使團の勢威と信教自由の公理とに壓せられて、既に此の際に異教認許の已むべからざるを曉つてゐたこととなる。而も之は宣教開講の直前である。

分移後の教徒については未だ悉しく知る機會に恵まれぬが、山口藩は尤も殘酷であつたとは、浦川和三郎氏が其先人より親しく聞かれたる所である由(明治事)
(物起原)されど外國公使の監視はたえず明治四年初にはパークスが新潟駐在領事セイツルツプをして金澤藩預りの教徒の待遇を調べしめたこともあるといふのが、同年四月九日外務權大丞楠本正隆が異宗徒御預け之諸藩へ差遣されたのは、こんなことに關係するものであらう。尙政府は教誨轉信のことにも盡したと見え、四年七月十三日には名古屋藩に移されたる七十一人に對し、植山准小(宣教使方)なる巡察の役人が西本願寺の別院で教諭した。其記録が載せて明治文化研究二ノ八にあるが、國恩の有り難きこと、神道のすぐれしこと、改心の者死すれば神葬祭にして貰へること、その内には長崎へ歸へされること等を懇々述べたものであるが、如何にもこの神道教説では離心しさうにも思へぬ。尤も鳥取藩御預けの百六十三人中には百餘人悔悟しその中九十六人は送り歸された。改心した者は宗祖の金像を踏み、氏神の守札を持たせて證とするとあ

るから、改信したのもあれど、その数は極めて少かつた。而して死者甚だ多く、如何にも受難の生活^を想はしめる。

浦上教徒の堅忍篤信に比すると神佛兩教徒の防邪慾は甚だ薄い。護法の熱も低い。見よ幾許人があの排佛の大嵐に斃れたか。中には勝願寺慈影の如きがあつて、「渡邊彈正並當知事野村宗七に面談仕、邪教防禦に付ては一派の僧侶萬死を不顧、飽迄報國の忠誠を盡し候決意に在之由申候處大に隨致候」(十二月五日本山)とか「今般御嚴制被 仰出、萬々一殘焰相與候は、所謂水を激するの風情にて後日云何なる巨害相金可申哉難測奉存候、乍此上何卒儼然御英斷を奉願上候、右に付多分御入費の儀は、私共眞宗東西兩派の寺院凡二萬五千餘、一同本堂而已殘置居宅家具一切賣拂一寺凡百金宛の見込を以て貳百五拾萬金餘出來仕候間獻納之、聊報國の一端に相供申度尤此義舉を以て益皇國の御國力を強し傍ら僧徒の舊弊を一洗仕候は、私共云何か痛快豈盡心盡力して甘死せざらん哉(巴十二月渡邊彈)といふ眞劍な叫びをするものがあつたが、之は用ひらるべくもなかつた。

されど叫びは要するに時勢の聲である。破邪の叫びは下民一般にまで廣げられ、護法學、破邪學は僧徒の間に重視される。遂には西本願寺の如く俊秀を撰んで洋行せしめる(五年)と云ふまでになつた。政府に向つては或は防邪のことを諸宗に委任せらるゝ様歎願し(三年五月總代明)或は條約改正につき外國より耶蘇教開宗を願ふ由なれど許可無之様と建言(四年五月與正寺擲信等、及び同六月増上寺行誠)する。佛法無用の聲が佛徒を反

省せしむるの效大なるものがありしと同じく、之は佛徒を奮起せしむるに役立つた。

政府の方では三年三月には先づ小野宣教權判官と本居權中宣教使に長崎出張を命じたのを見ると、殘民教化の爲であつたらう。たゞ實際に行かれしや、如何なる説諭宣教をされしや、結果は如何なりしやを未だ明にする能はざるは遺憾である。八月になつて神祇小副門脇重綾の建白に神祇伯中山忠能以下神祇官並宣教使官員の連名した建言書が提出された。一昨年來諸藩御預けの邪徒御説諭の事は、既に御下問治定してゐるのに未だその實行がない。昨夏御改正の砌、本官を百官の上に置かれ、宣教使も建てられたのに、これは名實間然祭政不一致の次第舊來の流弊に禍されてるのか、深い思召でもあるのか。即今横濱以下諸港追々邪教傳習の形勢、別して蝦夷地の風聞頻りに聲くに堪へず、政府に於ても御承知のことであるから、教諭御委任の件、速に本官の見込を御任用あり度い(神佛分離資料續下)と言ふ手嚴しいものである。四年九月には前集議院長官、麝香間祇候大原重徳から「異教防禦ニ付見込」を建白し、氏子改めより宣教説諭、破邪掛官員をおきて諜者並に講組を指麾することなど、異教防禦に關する施行方法を細かに述べてあるが、その趣意は

破邪ノ事難シ、如何トナレハ政體上ニ歸スル時ハ萬國ノ教法ヲ議スル故ニ交際ニ關スルノ内顧アリ
學問上ニ歸スル時ハバイブルハ學科ノ一ニシテ洋學ノ必ス翫ブ所ナリ、人心ノ上ニ歸スル時ハ未來
ノ禍福ハ人情ノ同ク憂ル所ヲ教法ニ非スンハ安心甘死ノ法方ナシ、決シテ政權ヲ以テ移スベカラス

嗚呼破邪ノ事成ラスンハ 皇道何ヲ以テカ立ン、國體何ヲ以テカ維持セン、臣案スルニ破邪ノ事難

キニ似テ難キニアラス 廟議ノ如何ニアルノミ。下(岩倉公) 略(文書)

といふにある。政治萬能、異教國害が要するに破邪論の根本命題であり大前提であつた。それに比する志士の亞流とでも云ふべきか、何々隊と唱へて嘯集してゐた熱血兒、浮浪士等の破邪論は手取り早いものであつた。「今般東京に於て大會議四條の内第一條に耶蘇開宗の義公許(○此事可怪流言か)に相成候條然る處久留米一國の義は何迄も開宗不承知申立候一藩の決意にて在之云々」「何分見洋書、交洋人候程の者は追々探索の上及暗斬可申氣勢に在之」「舊冬より伯東寺千巖外に上方僧壹人(○二)崎陽にて洋書研究は勿論、洋僧にも親睦いたし候趣、足下等は從來破邪の爲め研究と稱居候共畢竟五十歩百歩にて内實は難計、依て第一可令誅戮」(細川千巖より慈影) (猶龍への書狀)云々。これで止むなく彼の熱血僧も一先づ長崎を引き上げたのである。

だがかういふ無謀な考が何時までも續くものでない。實際歐化崇米の火焰は既に脚下から燃え上つてゐたではないか。またすべてを政治問題と結合する祭政惟一の施設が、生活の複雑になり、文化現象が分化される時に永續されるものではない。自由人權の觀念の發達した時に思想信仰を無限に束縛出来るものでもない。慈悲平等の本義を忘れて、偏狹な愛國的、排他的、志士の氣分の濃厚な異教排斥がさう容易く成功するものでもあるまい。大教宣布運動は、國家の權力を以てしても猶完全な宗教

(それは一部の識者が夢想してゐた)を作り上げることが不可能である失によつて、自ら消滅すべきもので、必ずしも外力の壓迫によるものではなかつた。だが岩倉全權大使一行が歐米を巡回したことは、その解決を促した直接の動機であつたことも否まれぬ。浦上教徒復籍の令(二年)、禁教高札の撤廢(六月)、浦上教徒解放(十四日)等乃ちこれであり、それ以後明治政府の對基督教方針が一變したことも、普く人の言ふ所である。否大教院の分離、教部省の廢止、廢寺の復興等佛教側の解放も同じ刺戟が働いてゐる。要は歴史は到るべき所に行き歸るべき處に歸つた。祭政教は混淆をやめて眞の一致に復した。而も、之が單なる排異教に終らずして、祭政教一致、大教宣布といふ博大な理想と崇高な情熱に包覆溫釀し切られてゐた所に意味がある。我が關邪運動が恐しき虐殺や不名譽な屈辱で彩られてゐないのは、實に此の賜である。清く直く明らけき素質に、慈悲仁義の教を盛つた日本人、それも特に古の純淨な生活に憧れ、皇孫養正の心を天が下に弘めんと仰せられた神武の偉業を踏まんとした維新の人々にはそれは、到底出來なかつたのである。皇道は正大仁慈はかりないのである。此の教養とこの理想が、我關邪運動に他國のそれに見られぬ美しさを與へた。見よ、國家の損失が、そして民族の運命がどうであらうと、是れ無い國民は一時の憤を遣つて、而もそれを幾度も繰返したではないか。

——昭和五、九、一三朝稿了——